

平成二十二年四月十六日受領
答弁第三六二二号

内閣衆質一七四第三六二号

平成二十二年四月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国において邦人に対する死刑が執行された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出中国において邦人に対する死刑が執行された件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省としては、中国において、平成二十二年四月六日に日本人一名が、また、同月九日に日本人三名の死刑が執行された以外で、海外において、日本人が通常の刑事裁判により死刑を執行されたケースは承知していない。

三、五及び六について

各国がいかなる犯罪にいかなる刑を科すかは、基本的に各国における犯罪情勢、刑事政策等を踏まえ、各国が決定すべき事項に属する問題であると考えている。

四について

お尋ねの連絡については、平成二十二年三月二十九日、中国遼寧省外事弁公室から在瀋陽日本国総領事館あての文書で通報があった。

七について

お尋ねの日本人死刑確定者に対しては、それぞれ平成十九年の死刑確定後において、複数回の領事面会を行い、健康状態、受刑環境等を確認しつつ、必要かつ可能な支援を行った。また、お尋ねの日本人死刑確定者について、平成二十二年三月二十九日及び四月一日にそれぞれ中国遼寧省外事弁公室から在瀋陽日本国総領事館に対し通報があったことを受け、同月二日、外務省において岡田克也外務大臣から、程永華駐日中国大使に対し、我が国の懸念を伝えた。